

白馬村議会基本条例制定に向け ご意見をお寄せください！

議会では、時代の変化とともに多様化する問題に対し、更なる監視や評価機能の充実や、積極的な政策提言等に向け、村民アンケート調査を実施し、その内容等に思慮し議会改革に取り組んできました。このたび、議会の進むべき方向や、あるべき姿を定めた「議会基本条例」の素案をまとめました。次により村民の皆様から素案に対するご意見を募集します。

1.パブリックコメントの募集

募集期間 平成28年12月2日(金)
 応募方法 ファクスまたはメール
 ファクス : (0261)72-7001
 メールアドレス : gikai@vill.hakuba.lg.jp

2.意見交換会の開催

開催日時 平成28年11月26日(土)
 昼の部 14:00 から 昼夜とも1時間30分程度を予定
 夜の部 18:30 から
 場 所 役場3階 議会全員協議会室

※事前の申し込みは要りません。当日庁舎3階の会場までお越しください。
 ※多くの方から意見を頂きたいと思しますので、発言時間を制限させて頂く場合があります。ご了承ください。

議会基本条例(案)はホームページにも掲載されています。

白馬村議会基本条例(案)

目次	前文	第1章 総則(第1条〜第4条)
		第2章 議会及び議員の活動原則(第5条〜第7条)
		第3章 議会と村民の関係(第8条〜第12条)
		第4章 村長等と議会の関係(第13条〜第16条)
		第5章 議会の運営(第17条〜第23条)
		第6章 議員の定数・報酬(第24条・第25条)
		第7章 議会の体制整備(第26条〜第28条)
		第8章 災害時の対応(第29条)
		第9章 補則(第30条・第31条)
	前文	

前文
 白馬村は、白馬三山に代表される美しい自然環境を糧に、スキー産業を中心に発展してきました。しかし、観光ニーズの変化や国内外の経済情勢、少子高齢化社会の波などを受け、過去のような経済成長は望めない時代になりました。現在は、国際的な観光地への道を歩みはじめ、村外や外国から定住する村民も増え、多様な考え方や生活様式が混在する状況となりました。そのような中で、議会も自らが行動し住民とともに村の未来を開いていくときを迎えています。

平成12年の地方自治法改正により、地方公共団体は、国から独立した地方政府としての役割と責任が明確になりました。地方分権が推進され、議会の果たす役割も重要性を増してきました。

時代の変化とともに、多様化する問題に対し更なる監視及び評価機能の充実が求められ、また、積極的な政策提言も必要とされています。

平成18年に「勇気なくして道は開けず」の考えの

もと、議会改革に向けて調査検討をはじめました。一問一答方式や本会議のケーブルテレビ中継などを導入し、平成27年度には議会改革に関する村民アンケートを行い、民意の把握に努めました。改革の流れを止めることなく推進し、ここに、議会の責務と役割を明確に示した最高規範と位置付ける白馬村議会基本条例を制定することにしました。不断の努力と検証をもって、村民の負託に応えるとともに、継続的な村民の福祉増進のための村づくりを実現することを決意します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、白馬村議会(以下「議会」という。)の基本理念、活動原則、その他議会に関する基本的な事項を定めることにより、二元代表制として議会が村民等の期待と負託に的確に応え、持続的な白馬村の発展、及び村民の生活と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 村民等 白馬村内に在住、在勤又は在学する者をいう。
- (2) 村長等 村長及びその他の執行機関の長をいう。

(基本理念)

第3条 議会は、村政における最高の意思決定機関として公平かつ公正に、村の将来に向けて議論